平成 27 年台風第 2 1 号に係る災害救助法が適用された 地域のご契約者の皆さまへ

平成27年台風第21号により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

平成27年台風第21号により、多数の方が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、下記の地域では、災害救助法の適用が決定いたしました。

災害救助法が適用された地域でご契約者が被害を受けられた場合、「継続契約の締結手続の猶予(※)」および「保険料払込みの猶予(※)」の特別措置を実施します。これらの措置の適用をご希望の方は、下記『カスタマーセンター』までお問い合わせください。適用期間に制限がございますのでご注意ください。

■ 災害救助法適用市町村 【 法適用日:9月28日】

【沖縄県】

八重山郡与那国町(やえやまぐんよなぐにちょう)

※災害救助法の適用日から2か月間

■ ご照会窓口

カスタマーセンター	0800-700-0600 (無料)
	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)

以上